

令和2年度前期授業料免除 手続きフロー

学部新入生(令和2年度入学生)	学部新2~4年生(令和元年度以前入学生)	
修学支援新制度 支援対象外の者	修学支援新制度 支援対象外の者	
・高等学校卒業後2年を超えて入学した者 ・私費外国人留学生	「高等学校卒業後2年を超えて入学した者」や「私費外国人留学生」のうち、 令和元年度に授業料が免除された者	
選考により、授業料の 1/3 の額を免除します。	選考により、授業料の 全額 又は 半額 が免除されます。	選考により、授業料の 1/3 の額を免除します。
▼本学修学支援基金による免除の第1次申請 (～4月13日) 「 授業料免除・徴収猶予願(家族調書含む) 」を学生支援係に提出する。	▼経過措置による免除の第1次申請 (～4月13日) 「 授業料免除・徴収猶予願(家族調書含む) 」を学生支援係に提出する。	▼本学修学支援基金による免除の第1次申請 (～4月13日) 「 授業料免除・徴収猶予願(家族調書含む) 」を学生支援係に提出する。
▼本学修学支援基金による免除の第2次申請 (第1次申請した方のみ対象) (6月1日～6月19日) 家計等に関する書類である 「家族についての添付書類」 を学生支援係に提出する。	▼経過措置による免除の第2次申請 (第1次申請した方のみ対象) (6月1日～6月19日) 家計等に関する書類である 「家族についての添付書類」 を学生支援係に提出する。	▼本学修学支援基金による免除の第2次申請 (第1次申請した方のみ対象) (6月1日～6月19日) 家計等に関する書類である 「家族についての添付書類」 を学生支援係に提出する。